

フロン類回収業者の手引き

1 フロン類回収業者の役割

役割1 使用済自動車の引取りと引取報告の実施

- ・ 使用済自動車の引取りを求められたときは、天災等により事業所に使用済自動車を保管できないなどの正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務があります。
- ・ 使用済自動車を引き取った時は、電子マニフェスト制度により速やかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。

役割2 基準に従ったフロン類の回収

- ・ フロン類回収業者は、回収基準に従ってフロン類を回収する必要があります。
- ・ フロン類を回収した時は、その都度車台ごとに、自動車メーカー等に引き渡すものか再利用するものかを選択して電子マニフェストシステムの画面上で入力してください。

役割3 フロン類の引渡しと引渡報告の実施

- ・ 回収したフロン類は、再利用する場合を除き、フロン類運搬基準に従って自動車メーカー等の指定する指定引取場所に引き渡す必要があります。
- ・ フロン類の引渡報告を前提として、自動車メーカー等からフロン類回収料金が支払われます。

役割4 使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施

- ・ フロン類を回収した後、使用済自動車を都道府県知事等の許可を受けた解体業者に引き渡す必要があります。
- ・ 使用済自動車を引き渡した時は、電子マニフェスト制度により速やかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

役割5 フロン類年次報告の実施

毎年度終了後1ヶ月以内（4月末まで）に、前年度の引渡・再利用率・保管量等について、電子マニフェスト制度により年次報告を行う必要があります。

2 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

- ・ フロン類回収業者は、電子マニフェスト制度による移動報告の実施やフロン類回収料金の受取りのために、都道府県知事等への登録とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要です。

- ・ 自動車リサイクルシステムへの登録が完了した後、電子マニフェスト制度による移動報告の際に必要な事業所コードと初期パスワードが送付され、自動車リサイクルシステムを利用しての実務が可能になります。

～自動車リサイクルシステム登録の受付窓口～
公益財団法人自動車リサイクル促進センター
事業者情報登録センター
〒105-8691 東京都芝郵便局 私書箱第8号

3 標識の掲示等

- (1) 事業所ごとに、標識を公衆の見やすい場所に掲げる義務があります。

標識は、タテ・ヨコ各20cm以上の大きさと、標識には、フロン類回収業者であること、氏名又は名称、回収しようとするフロン類の種類（CFC・HFC）、登録番号を記載しなければなりません。

【標識の例】 巻末掲載「事業者の標識の例」のとおり

- (2) 次のいずれかに該当する場合を除き、ウェブサイトにより標識の記載事項を公衆の閲覧に供する義務があります。

- ・ 事業の規模が著しく小さい場合
- ・ 常時雇用する従業員の数が5人以下である場合
- ・ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合

4 登録の更新

5年ごとの更新です。

5 登録の取消し

都道府県知事は、フロン類回収業者が、次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 不正の手段により、フロン類回収業者の登録を受けたとき。
- (2) フロン類回収設備が登録基準に適合しなくなったとき。
- (3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（以降「法」という。）第56条第1項第一号、第二号、第四号、第六号及び第七号（誓約書参照）に該当することとなったとき。
- (4) 法又は法に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

6 フロン類年次報告

フロン類回収業者による年次報告は、下記のとおりです。

- (1) 報告対象期間

前年の4月1日から翌年3月31日

(2) 報告内容

- ・自動車メーカー等の指定する指定引取場所に引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ・報告対象期間内に再利用したフロン類の種類ごとの量と当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号
- ・報告対象期間終了時に保管していたフロン類の種類ごとの量

(3) 報告の方法

電子マニフェスト制度による報告（取扱実績がない場合も報告が必要です。）

(4) 報告期限

毎年4月30日

(5) 報告先

公益財団法人自動車リサイクル促進センター内情報管理センター

7 各種届出について

(1) 変更の届出

登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を以下により都道府県知事に届け出なければなりません。

① 変更の届出に必要な書類

ア フロン類回収業者変更届出書（様式第4）

イ 誓約書（回県様式第1）

② ①の届出書に添付が必要となる書類

変更事項	添付書類	
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	個人	住民票の写し（本籍地（外国人である場合は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載があるもの。以下同じ。）
	法人	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名	登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	
未成年者の法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名）	法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書。）	

変更事項	添付書類
未成年者の法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名）	法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書。）
事業所の名称及び所在地	事業所を追加した場合は、その事業所について ・フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類（※１） 所有権を有しない場合には、使用する権原を有することを証する書類（※１） ・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類（※３）
回収しようとするフロン類の種類	・フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類（※１） 所有権を有しない場合には、使用する権原を有することを証する書類（※２） ・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類（※３）
フロン類回収設備の種類及び能力	

※１ 購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し

※２ 借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し

※３ 取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し

（２）廃業等の届出

次のいずれかに該当することになった場合には、その日から30日以内に廃止届出書（回県様式第10）を提出しなければなりません。

廃止届出書には、登録通知書を添付してください。

廃業等の区分	廃業等の届出を行う者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であったもの
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合	その清算人
登録に係る引取業を廃止した場合	引取業者であった個人又は引取業者であった法人を代表する役員

(3) 各種届出の提出先

申請者の住所を管轄する環境管理事務所（住所が青森県外又は青森市で、事業所が青森市以外にある場合は青森県青森環境管理事務所、住所が八戸市で、事業所が八戸市以外にある場合は青森県八戸環境管理事務所）となります。

ただし、フロン類回収業と併せて、解体業又は破碎業を営む場合には、フロン類回収業の事業所の住所地に関わらず、解体業又は破碎業を営む事業所の住所地を管轄する環境管理事務所が、フロン類回収業者の登録申請窓口となります。

※ 更新申請の場合は、現行の登録期間満了年月日の2ヶ月前から申請することができます。

環境管理事務所		管轄区域
青森県青森環境 管理事務所	〒038-0031 青森市大字三内字丸山198-4 青森県運転免許センター2階 TEL 017-763-5292 FAX 017-763-5782	東津軽郡、 上北郡（野辺地町、 横浜町、六ヶ所村）
青森県弘前環境 管理事務所	〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 弘前合同庁舎1F TEL 0172-31-1900 FAX 0172-38-5318	弘前市、黒石市、 五所川原市、 つがる市、平川市、 西津軽郡、中津軽郡、 南津軽郡、北津軽郡
青森県八戸環境 管理事務所	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎2F TEL 0178-27-5111(代) FAX 0178-27-1922	十和田市、三沢市、 上北郡（七戸町、 おいらせ町、六戸町、 東北町）、三戸郡
青森県むつ環境 管理事務所	〒035-0073 むつ市中央1-1-8 むつ合同庁舎新館1F TEL 0175-33-1900 FAX 0175-23-1853	むつ市、 下北郡

※ 事業所の所在地が青森市の場合は青森市役所（廃棄物・リサイクル課）、八戸市の場合は八戸市役所（環境保全課）にお問い合わせください。

(4) 各種届出の提出部数

(ア) 正本1部を提出してください。

(イ) 申請者控え（1部）は別途、作成してください。

事業者の標識の例

1 引取業

↑ 20cm以上 ↓	← 20cm以上 →
	自動車リサイクル法に基づく引取業者事業所 1. 引取業者の氏名又は名称 [法人の場合(例)]青森自動車株式会社 [個人(屋号)の場合(例)]長島 太郎(青森自動車整備) 2. 事業所名 青森自動車株式会社〇〇事業所 3. 登録番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2 フロン類回収業

↑ 20cm以上 ↓	← 20cm以上 →
	自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者事業所 1. フロン類回収業者の氏名又は名称 [法人の場合(例)]青森自動車株式会社 [個人(屋号)の場合(例)]長島 太郎(青森自動車整備) 2. 事業所名 青森自動車株式会社〇〇事業所 3. 回収しようとするフロン類の種類 CFC・HFC 4. 登録番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

3 解体業

↑ 20cm以上 ↓	← 20cm以上 →
	自動車リサイクル法に基づく解体業者事業所 1. 解体業者の氏名又は名称 [法人の場合(例)]青森自動車株式会社 [個人(屋号)の場合(例)]長島 太郎(青森自動車整備) 2. 事業所名 青森自動車株式会社〇〇事業所 3. 許可番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

4 破砕業

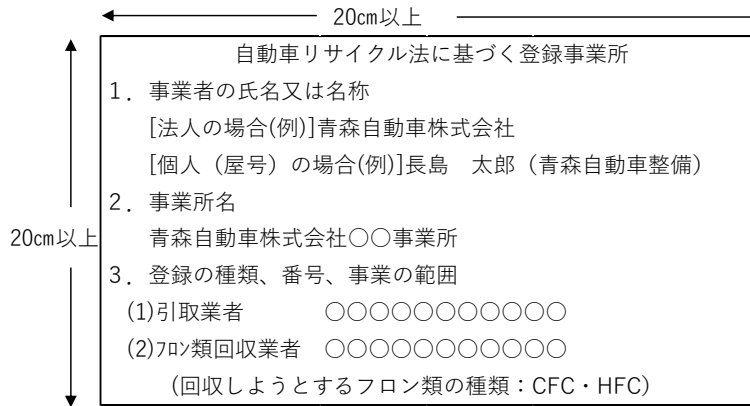
↑ 20cm以上 ↓	← 20cm以上 →
	自動車リサイクル法に基づく破砕業者事業所 1. 破砕業者の氏名又は名称 [法人の場合(例)]青森自動車株式会社 [個人(屋号)の場合(例)]長島 太郎(青森自動車整備) 2. 事業所名 青森自動車株式会社〇〇事業所 3. 事業の範囲 破砕前処理、破砕 4. 許可番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

※標識の様式は特に定められていない。

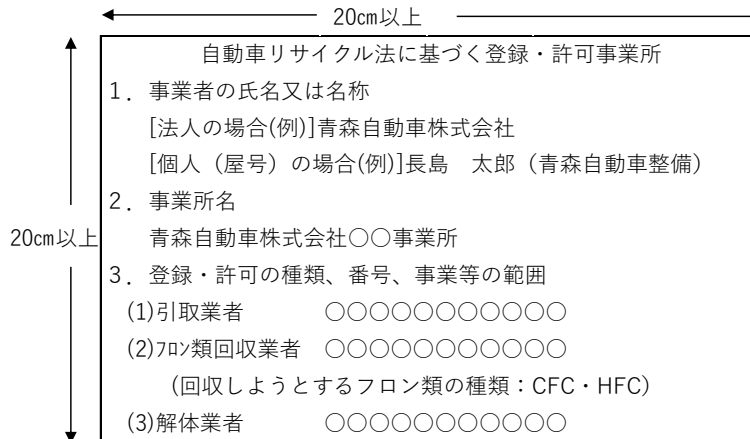
※登録・許可番号は11桁の数字

【複数の登録・許可をもつ事業者の標識の例】

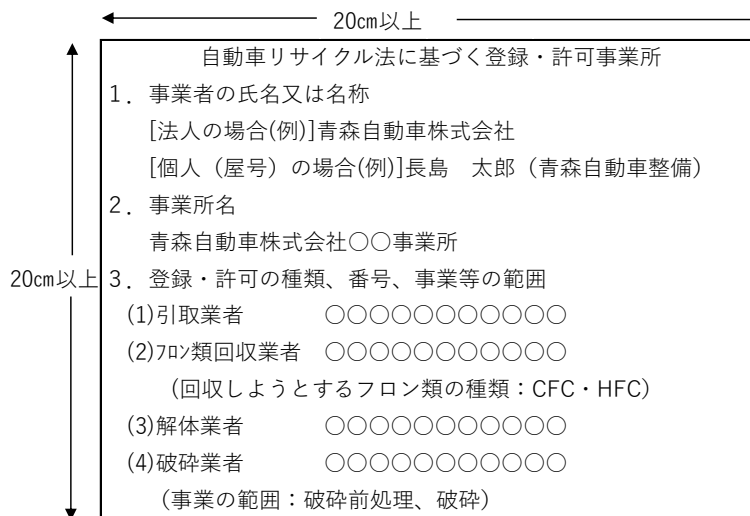
1 引取業とフロン類回収業の場合



2 引取業とフロン類回収業と解体業の場合



3 引取業とフロン類回収業と解体業と破砕業の場合



※標識の様式は特に定められていない。

※登録・許可番号は11桁の数字